

2020年10月30日

各位

東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIリーシングサービス株式会社
代表取締役社長 久保田 光男

「共同所有スキームによるビジネスジェット機」第一号案件 完売のお知らせ

SBIリーシングサービス株式会社（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：久保田 光男、以下「当社」といいます。）は、「共同所有スキームによるビジネスジェット機」の当社第1号案件が完売したことをお知らせ致します。

当社は、日本国内でのビジネスジェット機マーケットの一層の拡大に向け、昨年よりビジネスジェット機の共同所有スキームの構築に取り組み、販売を行いました。

共同所有スキームを活用することにより、共同所有者は、これまでと比較して大幅に軽減された初期購入費用及び維持費用でビジネスジェット機を所有することが可能になるとともに、当社の業務提携先が、所有者に代わり機体管理や、フライトの手配等を行うことで、ビジネスジェット機の所有に関わる煩わしさを解消いたしております。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響下においても、空港内や機内の混雑を避けて利用することができる点や、居住性に優れている点などから、ビジネスジェット機利用への需要は引き続き堅調となっております。

ビジネスジェット機は、航空会社が運営する定期便と異なり、目的地や出発時間に縛られずに柔軟なフライト設定ができるため、移動に要する時間が大幅に節約できるだけでなく、プライバシーが確実に確保できるため、機密性の高い会議や商談も可能であり、地方に拠点を持つ法人様や、時間的制約の厳しい企業経営者様等、幅広いお客様から支持をいただいたことで、短期間での完売となりました。

今後ますますビジネスジェット機への需要が高まっていくことが見込まれる中、所有の際の負担及び負荷を引き下げるべく、当社では引き続き、共同所有スキームによるビジネスジェット機の販売を行ってまいります。

当社は、SBIグループの掲げる「顧客中心主義」に基づき、お客様の最善の利益を第一に考え、今後も積極的に新しい金融スキームに取り込み、船舶や航空機などの資産を対象に、投資家の皆さまに魅力あるリース事業への投資機会を提供するとともに、設備投資ニーズを有する海運会社や航空会社にリースを活用した競争力のある資金調達手段を提供することで、投資家と設備投資ニーズを有する企業の橋渡しを行う“リーシングサービス”事業の拡大に取り組んでまいります。

<対象機>



SBI リーシングサービス株式会社

■ 第二種金融商品取引業者

登録番号：関東財務局長（金商）第 3016 号

加入協会：一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■ 貸金業者

登録番号：東京都知事（1）第 31678 号

以上

本プレスリリースに関するお問い合わせ先
SBI リーシングサービス株式会社 国際業務開発本部 03-6229-1080